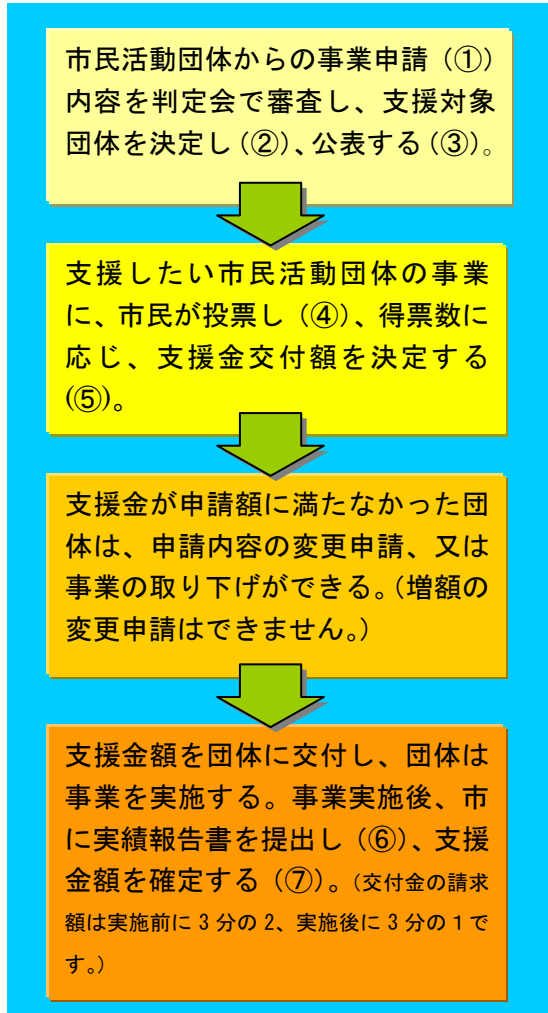


(参考資料 制度の概要)

～ちよいず（和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業）～

市民活動団体の行う事業に対し、18歳以上の市民の選択を考慮して支援金を交付することで、市民活動に対する市民の理解や関心を深め、市民活動の促進を図ることで、市民相互の協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

● 事業の流れ



支援金の交付を申請することができる団体は？

市内に事務所があり、市内で活動している団体で、この事業の実施要綱に定める条件を満たしている団体とします。

支援金の交付申請ができる事業は？

特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に係る分野その他の社会貢献に係る事業で、営利を目的としない、事業効果が市内で生じる、市民を対象とする、当該市民活動団体の構成員を主たる対象としない等の条件を満たしている事業とします。

支援対象団体への支援金額の決定は？

18歳以上の市民一人当たりが支援できる金額 (※平成26年度は551円) を定め、市民活動を支援しようと思う市民は、対象団体のリストから3団体以内で選択し、所定の届出用紙により市に届け出ます。団体への支援金額は市民からの得票数に応じて決定されます。ただし、団体が申請できる支援金額は事業の対象経費の2分の1以内、50万円を限度とします。事業の詳細は、要綱をご覧ください。

※市民一人当たりが支援できる金額は毎年変わります。

※3団体選択した場合は、1団体への支援金は551円の約3分の1の183円となります。(平成26年度の場合)

